

○登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(三)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件(平成二十三年総務省告示第二百七十九号) (傍線部分は改正部分)

改正案

登録検査等事業者等規則(平成九年郵政省令第七十六号)第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づき、登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を次のように定める。

- 1・2 (略)
- 3 無線設備等
  - 一・二 (略)
  - 三 総合試験

点検を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、以下により実地通信を行って、その通信の状況等を確認する。

無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任された無線従事者が行うものとする。

点検対象無線局等の種別	総合試験の方法等	備考
1 航空機局	(略)	(略)
2 船舶局	(略)	(略)
3 <u>地上基幹放送局</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>
4 <u>地上一般放送局</u>	<u>工事設計書に記載された</u>	

現行

登録検査等事業者等規則(平成九年郵政省令第七十六号)第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づき、登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を次のように定める。

- 1・2 (同左)
- 3 無線設備等
  - 一・二 (同左)
  - 三 総合試験

点検を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、以下により実地通信を行って、その通信の状況等を確認する。

無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任された無線従事者が行うものとする。

点検対象無線局等の種別	総合試験の方法等	備考
1 航空機局	(同左)	(同左)
2 船舶局	(同左)	(同左)
3 <u>地上基幹放送局</u>	<u>(同左)</u>	<u>(同左)</u>
<u>送局</u>		

<u>送局</u> 無線設備及び指定周波数、指定空中線電力で試験電波を放射して、設置場所及びその周囲のテレビの放送受信に対する障害の有無を確認する。		
<u>5</u> アマチュア局 (略)	<u>4</u> アマチュア局 (同左)	(同左)
<u>6</u> その他の無線局 (略)	<u>5</u> その他の無線局 (同左)	(同左)
注 1・2 (略)		
注 1・2 (同左)		